

(仮称)掛川風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、掛川風力開発株式会社(以下「事業者」という。)が静岡県掛川市において、最大総出力20,000kW(定格出力2,000kW級の風力発電設備最大10基)の風力発電所を新設する事業である。

対象事業実施区域は、掛川市(旧大須賀町)の南部、遠州灘に面した海岸沿いにあり、付近には旧大須賀町の市街地が広がっている。また、本区域は、全域が静岡県指定遠州灘鳥獣保護区(集団渡来地)内にあるほか、アカウミガメの産卵地として知られる御前崎遠州灘県立自然公園に隣接するなど、自然環境豊かな地域に位置している。更に、同鳥獣保護区内には、くろしお風力発電所、御前崎風力発電所等、複数の既存風力発電所が稼働している。

本準備書は、経済産業省資源エネルギー庁の風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱(平成24年6月6日。以下「実施要綱」という。)に基づき作成されたものであるが、昨年10月1日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。)が施行され、風力発電所の設置又は変更の工事業が、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)の対象事業に追加されたことに伴い、改正政令施行以降は、経過措置により法に基づく準備書として見なされている。このため、本事業に係る今後の手続については、法に基づいて行われることとなる。

1. 環境影響評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

環境影響評価書(以下「評価書」という。)の作成に当たっては、法、電気事業法(昭和39年法律第170号)及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。)に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

特に、対象事業の目的及び内容、環境保全措置並びに事後調査については、具体的かつ詳細に記載すること。

2. 環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。

特に、本事業の対象事業実施区域は、住居と非常に近接しているため、工事の実施における生活環境に関する影響評価項目や土地又は工作物の存在及び供用による「風車の影」を環境影響評価の項目として選定し、適切な環境影響評価を実施すること。更に、相当量の建設発生土及び伐採木の発生が見込まれているものの、処分に関する詳細計画が決まっていないことから、工事の実施による「廃棄物等」についても項目として選定し、適切な環境影響評価を実施すること。

また、選定しない項目についてもその理由を明確に評価書に記載すること。

3. 環境影響評価の予測・評価結果の再検討について(全般的事項)

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行可

能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討することとされているが、本準備書において、上記の観点が反映されていない箇所が散見される。

このことから、評価書の作成においては、評価に係る根拠や経緯を明確にし、科学的・客観的な予測・評価とするよう、全体的に記載を見直すこと。

4．騒音及び低周波音について

(1) 再評価の実施について

騒音及び低周波音の調査並びに予測については、調査及び予測の地点が、風力発電所に最も近接する住居に設定されていないなど、適切に行われているとは言いがたい。このことから、風力発電所の騒音及び低周波音の影響を受けるおそれがある住居、学校、病院等の位置を把握した上で、調査及び予測の地点を適切に設定し、環境影響評価を再度実施すること。

また、準備書においては、低周波音と超低周波音を混同した記載が散見されるため、これらを訂正し、適切な評価を行うこと。

更に、本事業の対象事業実施区域周辺には、多くの既存の風力発電所が稼働しているため、騒音及び低周波音の評価に当たっては、これらの発電所との複合的な影響について特に留意すること。

(2) 1号機の設置等の再検討について

計画されている10基の風力発電設備のうち、西端の1号機については、住居から280mしか離れておらず、また、ごく近傍に既存の風力発電所（掛川市大須賀浄化センター風力発電施設）が存在するなど、住民の生活環境への影響が強く懸念される。このことから、(1)の再評価を行った結果、重大な環境影響が認められる場合には、当該風力発電設備の設置の回避について検討すること。それ以外の場合にあっては、可能な限り環境影響を低減するよう、配置の再考を含めた環境保全措置の再検討を行うとともに、その効果を定量的に評価すること。

(3) 1号機以外の風力発電設備の配置等の再検討について

1号機以外の風力発電設備についても、(1)の再評価の結果を踏まえ、可能な限り環境影響を低減するよう、配置の再考を含めた環境保全措置の再検討を行うとともに、その効果を定量的に評価すること。

(4) 「低騒音モード」による運転について

騒音及び低周波音に係る環境保全措置として、「2基の風力発電設備を低騒音モードで運転する」ことが示されているが、この内容が、事業者の実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減に努められたものか不明確である。従って、「低騒音モード」で運転する風力発電設備の基数及び配置を変化させることに伴って変化する騒音及び低周波音を定量的に示した上で、「低騒音モード」で運転する基数及び配置について再検討すること。また、「低騒音モード」による運転への切替え等の考え方についても、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

(5) 事後調査の実施について

低周波音については影響や対策の効果に不確実性があることから、事後調査を実施すること。また、事後調査については可能な限り具体的な計画を作成し、評価書に記載すること。騒音及び低周波音の事後調査の実施並びに事後調査の結果を踏まえて検討すべき追加的な環境保全措置（例えば、騒音の少ない稼働方式への切替え、稼働時間の調整等）についても、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

5 . 動物及び植物について（全般的事項）

(1) 専門家への意見聴取について

本事業については、動物及び植物の調査、予測及び評価に当たり、専門家への意見聴取を実施していないため、評価書の作成に当たっては、調査期間及び地点の設定、予測、評価等の妥当性等について、地域の動物及び植物の状況に詳しい専門家に意見聴取を行い、必要に応じて追加的な調査等を行うこと。

(2) 定量的な予測の実施について

動物及び植物の予測においては、重要な種の確認位置と改変区域を重ね合わせるなど、可能な限り定量的な手法を用いて予測を行うこと。

(3) 環境保全措置及び事後調査の再検討について

(1) 及び (2) に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置及び事後調査を再検討すること。環境保全措置の再検討に当たっては、動物及び植物に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、風力発電設備等の配置の変更等を含めて検討すること。

6 . 鳥類について

(1) 再評価の実施について

本事業の対象事業実施区域は、全域が、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づき、静岡県知事によって「集団渡来地の保護区」として指定されている「遠州灘鳥獣保護区」内にある。県指定の鳥獣保護区は、都道府県知事が鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときに指定できることとされており、特に「集団渡来地の保護区」については、集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（同法第 80 条第 1 項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、指定することとされているものである。この指定の趣旨に鑑みると、本事業の実施による鳥類、特に渡り鳥への影響については、十分な調査結果をもって予測及び評価が実施され、環境保全措置等の検討がなされるべきである。このことを踏まえ、以下について実施すること。

) 専門家の意見を踏まえた再調査等の実施

準備書に記載されている鳥類の調査については、地点、期間、精度等に関して、本事業の実施による鳥類への影響を正確に評価するためには、不十分と考えられ

るほか、調査計画の設計に関する考え方の詳細が、図書において必ずしも十分に説明されていない。よって、地域の鳥類相、複数年の渡りの状況等に詳しい専門家への意見聴取を実施した上で、調査計画を設計し、再度、調査、予測及び評価を実施するとともに、設計の考え方については、具体的に評価書に記載すること。

）既存風力発電所との複合的な影響の評価

遠州灘鳥獣保護区内には、複数の既存風力発電所が稼働しており、本事業の実施により、鳥獣保護区が面する海岸線沿いに、更に多くの風力発電設備が並列し、高密度に集積する状況となるため、鳥類への影響が総体として重大なものとなる可能性がある。このことに鑑み、既存風力発電所の存在による鳥類への影響に関する情報等を収集した上で、既存風力発電所との複合的な影響についても評価すること。

）小鳥類の渡り行動に関する夜間調査の実施

渡り鳥のうち、ツグミ類、ホオジロ類、ムシクイ類等の小鳥類については、夜間に渡り行動をとる種も多いことから、これらの種に関する夜間の調査の実施についても検討すること。

）猛禽類への影響の評価

猛禽類に関しては、ミサゴ、ハヤブサ、オオタカ等が事業実施区域及びその周辺で一年を通じて生息及び繁殖している可能性があり、また、オオタカ及びハイタカについては松林、河口部等を主要な餌場として利用している可能性があることから、これらへの影響について重点的な調査を実施すること。

（２）風力発電設備の設置の回避等の検討

遠州灘鳥獣保護区の指定の趣旨を踏まえ、十分慎重に（１）の再評価を行った上で、鳥類の生息、繁殖、渡り行動等について重大な影響が認められる場合には、風力発電設備の設置の回避について検討すること。それ以外の場合にあっては、本鳥獣保護区の指定者である静岡県の鳥獣保護区の管理の考え方を尊重し、鳥類の生息等への影響が最小限となるよう、風力発電設備等の配置の再考、運転停止を含めた環境保全措置、事後調査等について、再検討するとともに、その効果を定量的に評価すること。また、再検討の経緯について、評価書に記載すること。

（３）事後調査の実施

鳥類等の衝突に関する予測については不確実性が大きいことから、事後調査を実施すること。また、事後調査の実施手法及び事後調査の結果を踏まえて検討すべき環境保全措置（例えば、渡来期の稼働制限等）について、可能な限り具体的に評価書に記載すること。併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関への連絡、死亡・傷病個体の搬送及び関係機関による原因分析への協力を行うとともに、広く情報を共有することでより良い風力発電所の在り方について検討できるよう努めること。

7．景観について

事業実施区域は、御前崎遠州灘県立自然公園に隣接していることから、自然公園の景観の保護及び利用の観点から、公園の指定理由、利用実態等に鑑みて、改めて主要な眺望点を設定した上で、適切な予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等を再度検討すること。

8．事後調査結果の公表について

事後調査を実施した場合には、事後調査の結果について公表すること。また、事後調査の結果に応じて、追加的な環境保全措置を実施した場合は、その結果も含めて公表すること。

9．周辺自治体等への意見聴取について

景観、希少野生動物等への影響については、立地する自治体のみならず、広範な範囲において影響が及ぶおそれがあることから、必要に応じて周辺の自治体及び住民等に対する情報提供及び意見聴取を実施し、当該意見を踏まえ、評価書を作成すること。